

- 県教育委員会に対する質問事項
 - 他に事務局職員研修会資料と同様のもの
- ③ 昭和41年度市町村教育関係予算編成に対する要望事項

④ 昭和39年度市町村教育費の実態

⑤ 「教職員の勤務について」

(内容)

- 勤務時間
- 休憩時間と休息時間
- 日曜（勤務を要しない日）とその振替え
- 超過勤務および休日勤務
- 年次休暇
- 年次休暇以外の有給休暇
- 専従休暇
- 職務に専念する義務免除
- 研修
- 宿日直勤務

⑥ 各出張所における育成指導の状況

市町村教育委員会育成指導については以上のほか、各出張所においても細部にわたって活動がなされている。特に出張所においては、管内市町村教育委員会の組織、運営、あるいは、教育費の確保について個々の市町村の実態に即して指導助言にあたっている。この指導助言を効果的にするために本庁とたえず密接な連絡をとっている。

出張所の指導助言の概要はつぎのとおりである。

ア、市町村教育委員会教育長の任命承認における市町村の指導

市町村教育長任命承認の場合、適任者を得るようあらかじめ市町村長および市町村教育委員会に対して指導助言を行なっている。特に10月1日付の改選が相当見込まれたのでこの事前指導、事前協議を重視して指導にあたった。

なお、年間をとおしての教育長の選任件数は28件で、県下全教育長数の26.1%にあたっている。(昨年同期の件数、81件、65.9%)このうち新任が12件、再任は16件となっている。

イ、市町村教育長給与の改善

市町村教育長の職務の重要性にかんがみ、その職にふさわしい給与を支給されるよう毎年継続して関係方面と折衝している。特に、具体的な人選と結びついた事前指導にあたってはこの点を強調している。

39年度の県内市町村教育長の平均額は45,831円であたが、本年度は47,117円となっている。

ウ、事務局職員定数の充実

市町村教育委員会事務職員の総数は、昭和38年度が456名、39年度は503名、そして本年度は638名と漸増の傾向をたどりつつある。個々の市町村についての実態に即した指導助言が効を奏しているものと思われるが、小規模町村における職員組織の充実については、今後もひき続き相当の努力が払われなければならない。

エ、小中学校教材用消耗品、設備、備品および図書費の増額

学力向上と直接関連をもつこれらの経費の増額については、各出張所とも、学校訪問等の機会や研究会等いろいろな機会にその必要性を強調している。

昭和38年度の県下各市町村の総額は、小学校においては会計183,109千円であったものが39年度においては215,515千円となり、中学校においては、38年度92,721千円であったものが168,284千円と増額されているが今後ひき続き市町村教育委員会と協力して力を注いでいかなければならないと考えている。

オ、以上、市町村教育委員会育成指導の概要を述べたが今後、市町村教育委員会ともどもに特に力を注いでいかなないものとして次の問題があげられる。

◦ 市町村教育委員会の職務権限の適正な執行

市町村長、議会と市町村教育委員会の職務権限をいっそう明確にして、その適正な執行に努力する必要がある。また、このためには、市町村長や議会が教育委員会の意志を尊重するような気風を促進する必要があるので、地教行法の問題を普及していく努力も必要と考える。

◦ 市町村教育委員会事務局組織の充実強化

事務局職員の定数の増加をまず第一にとりあげる必要がある。現在の事務組織で、与えられた職務権限を満足に果たしていくことは非常に困難なことと思われる。

◦ 教育予算の確保と計画的な執行

基準財政需要額の積算を基礎としてその確保にあたるとともに、数年間の見とおしをもった教育予算の計画的な立案とその執行につとめる必要がある。

第9節 県教組との話し合い

昭和40年度における県教組との話し合いは次のとおり行なわれた。

4月10日 教育委員長ほか全委員、各課長

中央執行委員長ほか6名

要旨：39年末の人事については、退職勧奨、赴任辞退等について残された若干の問題はあるが、県教育委員会の基本方針に変わりはない。昨年同様ある時期まで継続してすすめるがその過程においてはじゅうぶんな配慮をしていきたい。

4月12日 教育長ほか3名

中央執行委員長ほか30名

要旨：退職勧奨については現在なお進行中であり教育長示達の3項目について撤回する意志はない。しかし、その中で好んで困乱をのぞんでいるわけではなく、一定の年齢を基準として行なっているため必ずしも多くの人たちに不安感を与えるとは考えられない。